日 医 発 第 256 号 (保 56) 平 成 24 年 6 月 11 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長 横 倉 義 武

使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正について

平成24年6月1日付厚生労働省告示第380号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。

今回の改正は、製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、新名称の医薬品「 の アスピリン「日医工」」等、50 品目が薬価基準の別表に収載されたものであります。

また、同日付厚生労働省告示第 381 号で、旧名称の医薬品「圖アスピリン. OY」等、50 品目が掲示事項等告示の別表に収載され、経過措置品目(使用期限:平成 25 年 3 月 31 日限り)となりました。

つきましては、以上の改正内容に関して、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げま す。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌8月号に掲載を予定しております。

(添付資料)

- 1. 官報 (平 24. 6. 1 号外第 119 号抜粋)
- 2. 使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正について (平 24. 6. 1 厚生労働省保険局医療課事務連絡)



目

(号外) 独立行政法人国立印刷局

府 仓

O銀行法施行規則等の一部を改正する 内閣府令(内閣府三八)

府令・省令

内閣府・財務・経済産業三) 一部を改正する命令

官

令

省

〇電気関係報告規則等の一部を改正す る省令(経済産業四四)

告 壶

〇銀行法施行規則第十七条の二第二項 回収業に関する特別措置法第十二条 第三号の二の規定に基づく債権管理 件(金融庁工一) 基準を定める件等の一部を改正する 一号に規定する業務を行う場合の

1

〇経済産業省・財務省・内閣府関係株 式会社商工組合中央金庫法施行規則

〇労働金庫法施行規則の一部を改正す る命令(内閣府・厚生労働し)

〇種苗法第四十九条第一項第五号の規 Oチルドミートボールについての製造 改正する件(同一四七六) 業者等の認定の技術的基準の一部を

O漁船の操業を制限し、又は禁止する る件(防衛一三九) 区域及び期間並びにその条件を定め

(近畿地方整備局一三一)

〇株式会社商工組合中央金庫法の施行 (金融庁・財務・経済産業四) に関する告示の一部を改正する件

0

 \triangleright

0

〇労働金庫法施行規則第四十五条第五 理回収業に関する特別措置法第十二 項第三号の二の規定に基づく債権管 件(金融庁・厚生労働六) の基準を定める件の一部を改正する 条第二号に規定する業務を行う場合

〇チルドミートボール品質表示基準の Oチルドハンバーグステーキ品質表示 基準の一部を改正する件 (消費者庁三)

部を改正する件(司四

〇使用薬剤の薬価(薬価基準) O療担規則及び薬担規則並びに療担基 準に基づき厚生労働大臣が定める掲 示事項等の一部を改正する件 を改正する件(厚生労働三八〇) 同三八 二 U) 部

Oチルドミートボールの日本農林規格 〇チルドハンバーグステーキの日本農 の一部を改正する件(同一四七五) (農林水産一四七四) 林規格の一部を改正する件

(同一四七七~一四八五) 定に基づき品種登録を取り消した件

〇道路に関する件

○道路に関する件 (中国地方整備局八四)

公

諸 事 項

特殊法人等 ログラムの著作物に係る登録関係 回下水道管理技術認定試験実施、ブ 八回下水道技術検定実施、第二十六 独立行政法人都市再生機構、 第二十

会社決算公告 会社その他 金の権利実行申立て関係

官庁報告

官庁事項

キャンプ・ハンセンの一部土地に関す 裁決の申請等に関する公告(防衛省) 伊江島補助飛行場の一部土地に関する ついて (気象庁) の申請等に関する公告(同) 牧港補給地区の一部土地に関する裁決 る裁決の申請等に関する公告(同) 水防活動用洪水予報及び警報の開始に

裁判所 除権決定、 破産、 免責、

地方公共団体 教育職員免許状失効、行旅死亡人、 無縁墳墓等改葬、旅行業者営業保証

再生関係 加える

十の二 他の事業者が資金の貸付けその他の ている財産(不動産を除く。)の売買の代理 業者のために当該債権の担保の目的となつ 又は媒介を行う業務 を実行する必要がある場合に、当該他の事 信用供与に係る債権の回収のために担保権

要がある場合」及び「又は当該買取会社」を削 担保付債権の回収のために担保権を実行する必 という)が当該規銀行等から買い取つた不動産 の買取会社(以下この号において「買取会社」 機関が共同で出資し設立した不動産担保付債権 に」を「財産に」に改め、同条第二項第三号の 辛を」に、不動産の」を、財産の」に、不動産 り、これらの」を「当該」に、不動産を」を 財 「里」すべて」を「全て」に改める。 第一七条の三第一項第二十四号中。又は金融

府

令

〇内閣府令第三十八号

を改正する内閣府台を次のように定める。

平成 一一四年六月一日 内閣総理人臣 野川

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府 住彦

第一条 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令) (銀行法施行規則の一部改正) 第十号)の一部を次のように改正する。 第十七条の三第一項第十号の次に次の一号を 条第一項第一号に規定する一般電気事業とす 事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二 で定める国民経済上特に緊要な事業は、 第十四条の三第一項を次のように改める 台第四条第七項第二号に規定する内閣府台 電気

第三十四条の十六第三項第十号の次に次の

六七

信用供与に係る債権の回収のために担保権 又は媒介を行う業務 業者のために当該債権の担保の目的となつ を実行する必要がある場合に、当該他の事 ている財産(不動産を除く。)の売買の代理 他の事業者が資金の貸付けその他の 官

2 「 にソース (動病物の抽出機論物、 下マ・ベースト、 米果に ューレー、 食塩、砂糖質(砂糖、 糖強及び糖質ないう) 、香卡料梅で調製し た調味液 (野菜等の田 形分を含むものを含むしないう。以下同じ。) 又は具を加えたもの

(ベースや一彩/_)」に改める。 の等を練り合せた後、だ円形状等に成形したもの 又はこれを食用油脂で物げ、ばい焼しだしくは蒸 バーグステーキの項1 に掲げるものに添えるもの 然「たものの上語に壊するもの」 ば チルドハン に改め、同表具の項中「炒麼やひで愛」な「桑」を「桑」を「食べている」と、「食」を「食べている」と、「食べき」を「食べき」を「食べき」を「食べき」を「食べき」を「炒き」という。

び正」を加え、闭を削り、同号ウ中「ヒースの河(ゆいひ。)」を削り、同号ア中「ヒース」の次に ※ スメは具を加えたものにあっては、ソースメは見を合む。) を加え「アからウ」を「アからす」 マアからエ」に 条第二号エとし、同号イの次に次のように加える。 本章的のならで発記し A」を加え、同号ウを第二 材料以外。を「ソース及び具の原材料以外」に必 改め「(ソースを加えたものにあっては、ソース め、ソースの原本学的の表示に併祀して」の次に 、具の原材料に添加したものにあっては具の原 他の香作料にあっては「香作料」と記載す 風口記載するコと。ただし、コしょうその コン」等とその最も一般的な名称をもって、 原材料に占める重量の割合の多いものから の具の原材料は、具に付け合わせに等の 文字の次に、店割を付して「チース、ベー 具を加えた場合における食品添加物以外

附則

ことができる:

第二条 平成二十五年六月三十日までに製造さ 第一条 この告示は、公布の日から起算して三十 グステーキの品質に関する表示については、これ、加工され、又は輸入されるチルドハンバー 目を経過した日から施行する。 (経過措置)

する 平成二十四年六月

部分の項中「ご入臺」を「最曇」に改める、 総及び藩準やいう。)」を加え、同表臓器及び可食 ん 自の原材料に占める 重量の割合が20%以下であ 占める重量の割合が50%を超え、から、植物性た の」を「繊維したもの」の次に(角色の原料率に **声が冷をの序出事や感やないものに悪め、)。を削** げめ」の次に「いずれかの」を加え「(みの倉田 り、その音の単独」の次に「やみごと思りしたも 消費者庁長官

|の聶口||を加え、同国中(ソースの河本華や孫 さらにおっては、ソースや含む」や、次のアからでまなの区分により」に「次の」を「ぶれだれ」に改め、同号ア内中、一表のな名をやもって」の の次に括照を付した ドーフ』[ボーク][チキン] 第の食図の種類を」ご、同条第二号中「使用した へ。)」を削り、同的中(スースの海科巻や茶へ。)」 次に、原材料に占める重量の割合の多いものか 原材料を) ふ「使用した原材料(ソースを加えた てボーラ」で伴れた。全「チラブパーでボール」 を削る。 第三条第一号中 その食肉の名琴母 チルドパー

附 則

第一条 この告示は、公布の日から起算して三十 (施行期刊)

٩

ハッカ油「日医工」

1 mL

14.20

501

27.80

10mL

13.80

Ē,

ヒマシ油「田医口」

Ē

3

乳酸カルシウム「Ni k P 」

<u></u>

 $\widehat{\overline{U}}$

(ق

カファクロラ猫巻20% | 田風日」

200 mg 1 g250mg1 寫

19.80

9.00

セファレキシン第2501 日医 [.]

日を経過した日から施行する。

第二条 平成二十五年六月三十日までに製造さ (経過措置) 第一号ただし書の規定にかかわらず、この告示 る表示については、加工食品品質表示基準(平 条に規定するチルドミートボールの品質に関す 改正前のチルドミートボール品質表示基準第二 準の規定の例によることができる。 による改正前のチルドミートボール品質表示基 成十二年農林水産省告示第五百十三号)第四条 加工され、又は輸入されるこの告示による (Fr ٤, Ē ٩

リン酸ジュドロロデイン数1%「二属二」

湾豚ケグネッウム「Ni k P」

ブドウ糖厂日医工」

ファモチジン散2%「二医二」

٠ بن

ファモチジンD第20mg 日末工」

20mg1 館

13.50 10.5023.30

BOI

8.208.00

2 %1 g 10mg1 漢

キ品質表示基準の規定の例によることができ の告示による改正前のチルドハンバーグステー

〇厚生労働省告示第三百八十号

価基準》(平成二十年厚生労働省告示第六十号)

診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、

の一部を次のように改正する

使用薬剤の薬価

薬

厚牛労働人臣

小宮山洋子

別表に第9部として次のように加える。

部の選 忆

 Ξ

<u>(</u>5

Ξ

〇消費者庁告示第四号

に改正したので、同条第四項の規定に基づき告示 水産省告示第千六百七十八号)の一部を次のよう 条の十二第二項の規定に基づき内閣総理人臣がチ る法律(昭和二十五年法律第百七十五号) 第十九 ルドミートボール品質表示基準(平成十二年農林 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関す

П

アスピリン「田医工」

91

ΞΞ

<u>₩</u>

姓

东

Ę.

<u>÷</u>

蒸

寉

E

201

23.70

「条の表チルドミートボールの項中」 外口窓 Œ) و و و

(Ē) (E) Ē, **(i)**

Ē クエン酸「田医工」 アスロジロン第5 mg「NikP」 セファクロル筆街10%「 山阪王」 重質炭酸マグネシウム「田医工」 次硝酸ビスマス「 日以工」 ジアスターゼ「日医工 強機パノ サイクリン カワ カワ100「 二国王」 アムロジエン第2.5mg「NikP 重質酸化マグネシウム「Ni k P 結聚、/ サイクリン 第50 F 日区 L J 1ーメントール「山阪上」 $\overline{\mathbb{C}}$ († 100mg1 カフセル 100mg1 g 2.5mg1 常 50mg1 窟 男1 蒼 <u>1</u> 10g10g10g 28.0013.5022.8010.50 10.80 14.90

事 ゴーフレノキー	1			(I)		6 ファチカンン		(3)			日。谷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	② 聚代理館「田	の 特象「田家工」	自 5%グルコン		の グリセリン「NikP	報 第 他出してリント)	<u> </u>	後状フェノ	アクリノール	(3 *)	号:	(§) (I	Ç	i) (I)	カアボプラチ	ガルボフラキ	(ゆ)	йü	I .
	ードチンキ「日来工」		ジロド / コード 成10%・ロスエ』 ボバア ソヨーア ガーグ 77 %「 二国工」	をP」 MATON F 日民主		ソルチカソン 点基液20mg Ni k P] 26両線 H	レラチカンツ 点異液20㎡ Nik P] 58畳像 王	k P J	くイポピタノーケ治器級2 % □ □図 E』 (♥)			+	_ `	5 %グルコン酸クロルペキッジン液[山図工]	ソーラセグン後、三家二」(ロ)	N K T I I I I I I I I I I I I I I I I I I) A:		A F HIXT.	`	を液0.1%「日区工」		经	トラング (Franchis and Franchis 字 用	アスプシリンナ下リウオ流楽出1 61 三家 二アスプランナ下ドウオ流楽出1 61 三家 二		セフタッシス都住用0.5g - 日家 [- セフタッジス群注用1 g [日展 [-		カルボプラチン注射液450mg「日医工」	ガルボファイン 住界後20mg』 耳風 1. カルボプライン 住界後121mg』 口屋 1.		÷	146 7 345
10mL	10mL		7 %1 mL	10g		4.08mg8 mL1 崩	2.04mg4 mL1 液	10g	10mL	,	10g	10g	1 Om J.	5 %10mL	10mL	10mL	TOUL	10-	10g	10mL	0.1%10mL		カ 東 本 心	3:	o 10 10 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	3	500mg1 所		450mg45mL1 病	50mg75m1 形		25. 44. 14. 15.	漫
9.60 7.90	16.00		2.00	22.50		968.10	429.00	×.50	7.90	!	17.30	25.00	4.70	9.30	9.40	11.70	13,40	13 40	6.50	12.70	7.20	;	浜 王 童	t: 44	149	Š	652		19,646	3,311 7,834		% ∃ ∃	
③ 程板マグネツウム、01 ② 2 フン糖ジドドロコアイン装1 % [マラコー	(少)		ファホアジンD嶺10mg「KOBA」 Lark ASS CARRANT FOR A	◎ ファモチジン阪2 % [KOBA]		マングラ (タ)	マンツガー 〇Y	◎ 乳酸カルシウム、OY	カンドフ キック (12) (17)		⑩ カファクロラ釜巻10%「 レブリー	(当) 氏は気候をタイクンは、Or			⑤ ジアスターゼ、OI	「 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		⑤ 延룛パノ・ナイクリン 第50「 トラコ」	許	VO ガーイベメート (を)	高 アスログアン常品 IBC ガフンコ		◎ アスピリン、OY	± ±	內	Ē	別表籍とで第2部ではて欠りに)に加える。 平成二十四年六月二日	一部を次のように改正する。	並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等(平成十八年厚生労働省告示第百七号)	生省告示第十四号)第十九条第一項本文及び第三十一条本	医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和五十八年厚 係障薬差及で係じ薬養師掲入担当規具で昭和「十二年馬生者全第十六と)第ナネオ文前では置置され	保険収益などは受利的を発生行動し、プロセントに国際ですが、大学(学)を大きながら活命合) - 保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和二十二年厚生省合第十五号)第十九条第一項本文及び	〇厚生労働省告示第三百八十一号
10g 1%1 g	10	ZOIIIgT 数征	10mg1 館	2 %1 g	***************************************	1 (tm)	1 ml.	10 g	2511mg 1 she	200mg1 g	100mg1 g	I C	10 55	1 10	$10\mathrm{g}$	IVg		50mg 1 第2	100mg1 カブセル	<u> 1</u> ₽	5 mg1 統	2.5mg 1 绘	$10_{ m K}$	鬼 奔 垂 位	熊	蕪 (3)	厚华完硕大臣 小室山泊了		寺(平成十八年厚生労働省告示第百七号)の	文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則	仮い及び担当に関する基準(昭和五十八年厚(省名第十六)。第九条本文前では高齢者の	『宣介第一 不完一等 二字本でが (「清命堂))『生省令第十五号》 第十九条第一項本文及び	

Ē)

米摩索 01

Ŝ

(E)

チンク油. OY

_ ডু

ハイボニタノール消毒液2 %「 OR Y]

(i) (i)

骸化亜鉛. 01 酢酸. OY

(E)

ホウ暦. ○1

(班

レラギカメン点球液20mg「ガワソ」26gg線三 フルチカゾン点鼻液50μg「ガレン」28噴霧王

(Ē,)

流動パラフィン、01

西泊イケン後10%・OY

ヨードチンキ、OY

<u>و</u>

ボビドンヨードガーグル7 %「ORY」 ポパドンヨード 液10%「ORY」

500順和

葕 E 2 -克1克

0.1%10mL 3

10 g10mL

10mL 10ml

10mL

5 %10ml 108 10mL

官

%グラロン概クロラハギシジン液・OY

(H

(a) (b)

クフシーラボケン液. グリセリン、01

0

(2)

香ョードチンキ、OY

(H)

旬 旬

預化ナトリウム、OI

液状フェノーラ、OY

10mL 108

2.04mg4 mL1 海 4.08mg8 mL1 海

10g

7 %1 ml 10%10mL

10%10ml

10mL

10ml

〇農林水産省告示第千四百七十四号

部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規 和五十二年十月八日農林省告示第千十六号)の一 さ、チルドハンバーグステーキの日本農林規格 昭 施行する。 定に基づき、 る法律(昭和二十五年法律第百七十五号) 第九条 において準用する同法第七条第一項の規定に基づ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関す 公示し、平成二十四年七月一日から

50mg5 mL1 洩 150mg15mL1 漑 450mg45mL1 充

E

民

平成二十四年六月一日

縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧 及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖 び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所 水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及 一次のよう」は、省略し、その関係書類を農林 国務大臣 前田 武志

キについては、なお従前の例による。 り格付の表示が付されたチルドハンバーグステー のチルドハンバーグステーキの日本農林規格によ この告示の施行の際現にこの告示による改正前

号)の一部を次のように改正し、同法第十一条第 る法律(昭和二十五年法律第百七十五号) 第九条 において準用する同法第七条第一項の規定に基づ 項の規定に基づき、公示し、平成二十四年七月 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関す 平成二十四年六月一日 チルドミートボールの日本農林規格(昭和六 から施行する。 年九月五日農林水産省告示第千二百二十八

農林水産人臣臨時代理

縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧 及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖 び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所 水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及 に供する。 一次のよう」は、省略し、その関係書類を農林 国務大臣 前田 武志 る

は、なお従前の例による。の表示が付されたチルドミートボールについて のチルドミートボールの日本農林規格により格付 この告示の施行の際現にこの告示による改正前

農林水産大臣臨時代理

〇農林水産省告示第千四百七十五号

登録年月日 平成14年9 月30日 经赎番号 第10710号

ಚ

農林水流植物の種類

٥ı 一馬均 Rosa L.

品種登録者の氏名又は名称及び住所又は肩所 英辣品種の名称 アージュナカシャパング

長早県按八部艦之内町Pu第323

〇農林水産省告示第千四百七十八号

り消したので、同条第五項の規定に基づき公示す第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取 種苗法(平成十年法律第八十三号)

なされる。 より、平成二十三年十月五日に消滅したものとみ 平成二十四年六月一日 なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定に

農林水産人臣臨時代理 国務人臣 前 [1] 武志

○農林水産省告示第千四百七十六号

ミートボールについての製造業者等の認定の技術権用する場合を含む。)の規定に基づき、チルド 的基準(平成十二年九月十九日農林水産省告示第 号) 第二十九条第一項(同令第五十五条において 成二十四年七月一日から施行する。 千二百四十二号)の一部を次のように改正し、 る法律施行規則(昭和二十五年農林省令第六十二 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関す 平成二十四年六月一日

国務大臣 前田 · 農林水産人臣臨時代理

縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧 及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖 び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所 水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及 に供するご 「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林

〇農林水産省告示第千四百七十七号

る り消したので、同条第五項の規定に基づき公示す 第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取 種苗法(平成十年法律第八十二号) 第四十九条

なされる より、平成二十三年十月一日に消滅したものとみ 平成二十四年六月一日 なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定に

農林水產人臣臨時代理

匹務人臣

前 [1]

武志



事 務 連 絡 平成24年6月1日

地 方 厚 生 (支) 局 医 療 課 都 道 府 県 民 生 主 管 部 (局) 国 民 健 康 保 険 主 管 課 (部) 御中 都道府県後期高齢者医療主管部 (局) 後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課 (部)

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価 (薬価基準) 等の一部改正について

使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。)及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」(平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。)については、平成24年厚生労働省告示第380号及び第381号をもって改正されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 薬価基準の一部改正について
 - (1) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品(内用薬23品目、注射薬7品目及び外用薬20品目)について、薬価基準の別表に収載したものであること。
 - (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	8, 686	3, 844	2, 452	2 7	15,009

- 2 掲示事項等告示の一部改正について
 - (1) 新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼 があった医薬品(内用薬23 品目、注射薬7品目及び外用薬20品目)について、 掲示事項等告示の別表第2に収載するものであること。
 - (2) (1)により掲示事項等告示の別表第2に収載されている全医薬品の品目数は、 次のとおりであること。

区分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	160	1 3 9	5 4	1	3 5 4

· ·	
÷ .	
	•

薬価基準告示

·	Νο	薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価 (円)
1	内用薬	同 アスピリン「日医工」	アスピリン	10g	23.70
2	内用薬	。 アムロジピン錠2.5mg「NikP」	アムロジピンベシル酸塩	2. 5mg1錠	13.50
3	内用薬	局 アムロジピン錠5mg「NikP」	アムロジピンベシル酸塩	5 m g 1 錠	23.10
4	内用薬	同 1−メントール「日医工」	1ーメントール	1 g	22.80
5	内用薬	塩酸ミノサイクリンカプセル100「日医工」	ミノサイクリン塩酸塩	100mg1カプセル	28.00
6	内用薬	⑤ 塩酸ミノサイクリン錠50「日医工」	ミノサイクリン塩酸塩	50mg1錠	14.90
7	内用薬	の クエン酸「日医工」	クエン酸	10 g	13.80
8	内用薬	同 ジアスターゼ「日医工」	ジアスターゼ	10g	28.70
9	内用薬	高 次硝酸ビスマス「日医工」	次硝酸ビスマス	1 g	9.00
10	内用薬	局 重質酸化マグネシウム「NikP」	酸化マグネシウム	10g	10.80
11	内用薬	同 重質炭酸マグネシウム「日医工」	炭酸マグネシウム	10 g	11.90
12	内用薬	同 セファクロル細粒10%「日医工」	セファクロル	100mg1g	10.50
13	内用薬	局 セファクロル細粒20%「日医工」	セファクロル	200mg1g	19.80
14	内用薬	セファレキシン錠250「日医工」	セファレキシン	250mg1錠	10.70
15	内用薬	局 乳酸カルシウム「NikP」	乳酸カルシウム	10 g	27.80
16	内用薬	局 ハッカ油「日医工」	ハッカ油	1 m L	14.20
17	内用薬	局 ヒマシ油「日医工」	ヒマシ油	10mL	13.80

薬価基準告示

	Νο		薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価(円)
18	内用薬	扃	ファモチジン散2%「日医工」	ファモチジン	2 % 1 g	23.30
19	内用薬		ファモチジンD錠10mg「日医工」	ファモチジン	10mg1錠	10.50
20	内用薬		ファモチジンD錠20mg「日医工」	ファモチジン	20mg1錠	13.50
21	内用薬	圊	ブドウ糖「日医工」	ブドウ糖	1 0 g	13.20
22	内用薬	扃	硫酸マグネシウム「NikP」	硫酸マグネシウム水和物	1 0 g	8.00
23	内用薬	扃	リン酸ジヒドロコデイン散1%「日医工」	ジヒドロコデインリン酸塩	1 % 1 g	8.20
24	注射薬		カルボプラチン注射液50mg「日医工」	カルボプラチン	50mg5mL1瓶	3,311
25	注射薬		カルボプラチン注射液150mg「日医工」	カルボプラチン	150mg15mL1瓶	7,834
26	注射薬		カルボプラチン注射液450mg「日医工」	カルボプラチン	450mg45mL1瓶	19,646
27	注射薬	扃	セフタジジム静注用0.5g「日医工」	セフタジジム水和物	500mg1瓶	482
28	注射薬	扃	セフタジジム静注用1g「日医工」	セフタジジム水和物	1g1瓶	652
29	注射薬	扃	ピペラシリンナトリウム注射用1g「日医工」	ピペラシリンナトリウム	1g1瓶	149
30	注射薬	局	ピペラシリンナトリウム注射用2g「日医工」	ピペラシリンナトリウム	2g1瓶	244
31	外用薬		アクリノール液 0.1%「日医工」	アクリノール水和物	0.1%10mL	7.20
32	外用薬	局	液状フェノール「日医工」	フェノール	10mL	12.70
33	外用薬	扃	塩化ナトリウム「日医工」	塩化ナトリウム	10g	6.50
34	外用薬	局	希ヨードチンキ「日医工」	ョウ素	10mL	13.40

薬価基準告示

No	0	薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価(円)
35 外	卜用薬	局 グリセリン「NikP」	グリセリン	10mL	11.70
36 外	小用薬	の クレゾール石ケン液「日医工」	クレゾール	10mL	9.40
37 外	*用薬	5%グルコン酸クロルヘキシジン液「日医工」	クロルヘキシジングルコン酸塩	5%10mL	9.30
38 外	小用薬	高 酢酸「日医工」	酢酸 .	10mL	4.70
39 外	小用薬	同 酸化亜鉛「日医工」	酸化亜鉛	10 g	25.00
40 外	小用薬	同 チンク油「日医工」	酸化亜鉛	10 g	17.30
41 外	卜用薬	ハイポエタノール消毒液2%「日医工」	チオ硫酸ナトリウム水和物	10mL	7.90
42 外	卜用薬	ெ 氷酢酸「NikP」	酢酸	10 g	8.50
43 外	小用薬	フルチカゾン点鼻液 5 0 μ g 「N i k P」 2 8 噴霧用	フルチカゾンプロピオン酸エステル	2. 04mg4mL1瓶	429.00
44 外	卜用薬	フルチカゾン点鼻液 5 0 μ g 「N i k P」 5 6 噴霧用	フルチカゾンプロピオン酸エステル	4. 08mg8mL1瓶	968.10
45 外	卜用薬	局 ホウ酸「NikP」	ホウ酸	1 0 g	22.50
46 外	卜用薬	ポビドンヨード液10%「日医工」	ポビドンヨード	10%10mL	12.20
47 外	卜用薬	ポビドンヨードガーグル7%「日医工」	ポビドンヨード	7%1mL	2.00
48 外	卜用薬	同 ヨードチンキ「日医工」	ョウ素	10mL	16.00
49 外	卜用薬	局 流動パラフィン「NikP」	流動パラフィン	10mL	9.60
50 外	卜用薬	両性石ケン液10%「日医工」	アルキルジアミノエチルグリシン塩酸塩	10%10mL	7.90

揭示事項等告示

別表2(平成25年3月31日まで)

	Νο	薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価 (円)
1	内用薬	周 アスピリン. OY	アスピリン	10 g	23.70
2	内用薬	局 アムロジピン錠2.5mg「ガレン」	アムロジピンベシル酸塩	2.5 mg1錠	13.50
3	内用薬	同 アムロジピン錠5mg「ガレン」	アムロジピンベシル酸塩	5 m g 1 錠	23.10
4	内用薬		1-メントール	1 g	22.80
5	内用薬	塩酸ミノサイクリンカプセル100「マルコ」	ミノサイクリン塩酸塩	100mg1カプセル	28.00
6	内用薬	- 「塩酸ミノサイクリン錠50「マルコ」	ミノサイクリン塩酸塩	50mg1錠	14.90
7	内用薬		クエン酸	10 g	13.80
8	内用薬	<i>同</i> ジアスターゼ. O I	ジアスターゼ	10 g	28.70
9	内用薬	局 次硝酸ビスマス、OY	次硝酸ビスマス	1 g	9.00
10	内用薬	局 重質酸化マグネシウム. ○ I	酸化マグネシウム	10 g	10.80
11	内用薬	局 重質炭酸マグネシウム. ○ Y	炭酸マグネシウム	10 g	11.90
12	内用薬	局 セファクロル細粒10%「マルコ」	セファクロル	100mg1g	10.50
13	内用薬	局. セファクロル細粒20%「マルコ」	セファクロル	200mg1g	19.80
14	内用薬	セファレキシン錠250「マルコ」	セファレキシン	250mg1錠	10.70
. 15	内用薬	高 乳酸カルシウム. OY	乳酸カルシウム	10 g	27.80
16	内用薬	同 ハッカ油. O Y	ハッカ油	1 m L	14.20
17	内用薬	高 ヒマシ油. OY	ヒマシ油	1 0 m L	13.80

揭示事項等告示

別表2(平成25年3月31日まで)

	Νο	薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価(円)
18	内用薬	局 ファモチジン散2%「KOBA」	ファモチジン	2 % 1 g	23.30
19	内用薬	ファモチジンD錠10mg「KOBA」	ファモチジン	10mg1錠	10.50
20	内用薬	ファモチジンD錠20mg「KOBA」	ファモチジン	20mg1錠	13.50
21	内用薬	高 ブドウ糖. O I	ブドウ糖	1 0 g	13.20
22	内用薬	局 硫酸マグネシウム. ○ I	硫酸マグネシウム水和物	1 0 g	8.00
23	内用薬	同 リン酸ジヒドロコデイン散1%「マルコ」	ジヒドロコデインリン酸塩	1 % 1 g	8.20
24	注射薬	カルボプラチン注射液50mg「マルコ」	カルボプラチン	50mg5mL1瓶	3,311
25	注射薬	カルボプラチン注射液150mg「マルコ」	カルボプラチン	150mg15mL1瓶	7,834
26	注射薬	カルボプラチン注射液450mg「マルコ」	カルボプラチン	450mg45mL1瓶	19,646
27	注射薬	同 セフタジジム静注用 0.5 g「マルコ」	セフタジジム水和物	500mg1瓶	482
28	注射薬	局 セフタジジム静注用1g「マルコ」	セフタジジム水和物	1 g 1瓶	652
29	注射薬	同 ピペラシリンナトリウム注射用1g「マルコ」	ピペラシリンナトリウム	1 g 1瓶	149
30	注射薬	同 ピペラシリンナトリウム注射用2g「マルコ」	ピペラシリンナトリウム	2g1瓶	244
31	外用薬	アクリノール液 0. 1%「ORY」	アクリノール水和物	0. 1%10mL	7.20
32	外用薬	局 液状フェノール. OY	フェノール	1 0 m L	12.70
33	外用薬	局 塩化ナトリウム. O I	塩化ナトリウム	1 0 g	6.50
34	外用薬	局 希ヨードチンキ、OY	ョウ素	10mL	13.40

揭示事項等告示

別表2 (平成25年3月31日まで)

	Νο		薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価(円)
35	外用薬	/ グリ	セリン. O I	グリセリン	10mL	11.70
36	外用薬	慮 クレ	ゾール石ケン液. O I	クレゾール	10mL	9.40
37	外用薬	5 %	グルコン酸クロルヘキシジン液・OY	クロルヘキシジングルコン酸塩	5%10mL	9.30
38	外用薬	高 酢酸	. OY	酢酸	10mL	4.70
39	外用薬	高 酸化	亜鉛. O I	酸化亜鉛	10g	25.00
40	外用薬	慮 チン	ク油. OY	酸化亜鉛	10g	17.30
41	外用薬	ハイ	ポエタノール消毒液2%「ORY」	チオ硫酸ナトリウム水和物	10mL	7.90
42	外用薬	周 氷酢	酸. O I	酢酸	10 g	8.50
43	外用薬	フルラ	チカゾン点鼻液 5 0 μ g 「ガレン」 2 8 噴霧用	フルチカゾンプロピオン酸エステル	2. 04mg4mL1瓶	429.00
44	外用薬	フルラ	チカゾン点鼻液50μg「ガレン」56噴霧用	フルチカゾンプロピオン酸エステル	4. 08mg8mL1瓶	968.10
45	外用薬	高 ホウ	酸. O I	ホウ酸	10g	22.50
46	外用薬	ポビ	ドンヨード液10%「ORY」	ポビドンヨード	10%10mL	12.20
47	外用薬	ポビ	ドンヨードガーグル7%「ORY」	ポビドンヨード	7 % 1 m L	2.00
48	外用薬	a =-	ドチンキ. OY	ョウ素	10mL	16.00
49	外用薬	高 流動	パラフィン. OI	流動パラフィン	10mL	9.60
50	外用薬	両性	石ケン液10%・OY	アルキルジアミノエチルグリシン塩酸塩	10%10mL	7.90